

令和 7 年度 就学援助制度についてのお知らせ

就学援助は、お子さまが小・中学校で安心して勉強できるよう、国の法律に基づき、学習に必要な費用にお困りのご家庭に対して、学用品や給食などの経費の一部を援助する制度です。倉敷市では、令和 7 年度の就学援助を次のように行います。

記

【申請の締切】

令和 7 年 4 月 25 日（金）までの学校受付は、4 月からの支給対象とし、以降、毎月 15 日までの受付は当月から対象とします。新入学学用品費の支給は 4 月 25 日（金）以前の申請者のみとなります。なお、令和 8 年 1 月 15 日（木）を最終締切りとします。

【申請手続】

申請用紙は、各学校・教育委員会・福祉事務所に 3 月頃から用意していますので、希望者は各自で取得してください。就学援助費給付申請書に記入し、学校へ提出してください。

※前年度に援助を受けた方や新入学学用品費の入学前支給を受けた方も、本年度の援助を希望される場合は申請書の提出が必要です。

※ご兄弟姉妹が別々の学校へ通う場合、それぞれの学校へ提出が必要です。

【対象者】

世帯が次のいずれかにあてはまり、教育委員会が援助を必要と認めた方です。

※世帯とは、生計をともにする全ての家族（同居の祖父母等を含む。）のことです。

下記の（ア）～（ウ）は、世帯全員が非課税や免除等に該当していなければいけません。

- （ア） 市民税の所得割が非課税または減免されている。
- （イ） 国民年金保険料の免除を受けている。（ただし、2 分の 1 免除以上が対象。4 分の 1 免除は対象外です。 国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料免除は対象。）
- （ウ） 国民健康保険料の減免を受けている。（特別な事情により生活困窮している場合に限る。軽減ではありません。）
- （エ） 児童扶養手当の支給を受けている。（ひとり親家庭などに支給される手当。児童手当ではありません。）
- （オ） 生活保護が廃止または停止になったが、なお生活が苦しく学用品費などの支払いに困っている。
- （カ） 令和 6 年中の世帯全員の総収入が基準額以下である。（基準額は生活保護基準に準ずる額に一定の係数を乗じた額となりますが、家族構成や年齢などで異なり、申請を受け付けてから計算します。受給を希望する場合は、まず申請してください。）
- （キ） 病気や災害など特別な事情により家計が急変し、収入が著しく減少したため学用品費などの支払いに困っている。



【申請時にご了解いただく事項】

- 教育委員会が住民基本台帳を閲覧すること、市民税の課税状況、児童扶養手当受給状況、教育扶助受給状況を照会することについて、ご家族全員(住民登録上の世帯及び申請書世帯欄に記載された全員)の同意が必要です。
- なお、認定を受けた場合は、学校長を申請者の代理人とし、援助費の請求・受領に関するすべての権限を委任していただきます。
- 令和7年1月2日以降に倉敷市へ転入された方は、令和7年1月1日に住民登録のあった市区町村の発行する令和7年度(令和6年中所得分)所得・課税証明書を世帯全員分添付してください。(おおむね5月下旬以降に発行されますが、市区町村により発行開始時期が異なります。発行開始前は、就学援助費給付申請書を先に学校へ提出し、発行開始後すみやかに所得・課税証明書を提出してください。)
- 遺族年金や障害年金を受給している方は、証書の写しを添付してください。(証書の再発行などについての問合せは、倉敷東年金事務所・お客様相談室 TEL 086-423-6150 までお願いします。)
- 令和6年分の所得申告をされていない方は、認定できない場合があります。必ず税務署または令和7年1月1日に住民登録のあった市区町村の住民税担当課で申告をお願いします。(給与所得のみの方で、勤務先の会社から市区町村に給与支払報告書が提出されている場合には、申告の必要はありません。)

【認定結果の通知】

認定の可否は令和7年4月25日の受付分までは7月上旬頃に、それ以降は随時、学校を通じてお知らせします。

【援助内容(令和7年度の予定金額であり、変更になる場合があります。)】

	小 学 校	中 学 校
学用品費等(年間)	1年生 13,230 円まで 2～6年生 15,500 円まで	1年生 25,040 円まで 2～3年生 27,310 円まで
給食費(年間)	保護者が負担する給食費	
泊を伴う校外活動費	交通費・見学科 3,690 円まで	交通費・見学科 6,210 円まで
新入学学用品費 (4/25 以前提出分のみ) (入学前支給を受けた方を除く)	1年生 57,060 円	1年生 63,000 円
新入学学用品費 入学前支給	6年生 63,000 円 (中学校新入学分)	
修学旅行費	交通費・宿泊費・見学科など 34,035 円まで	交通費・宿泊費・見学科など 91,365 円まで
医療費	学校病(トラコーマ・結膜炎・白せん・疥せん・膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病)の医療費。(ただし、保険診療対象の治療に限る。) ※審査結果送付前後に関わらず、医療機関を受診する場合は、事前に学校へ届け出てください。	

※援助は、原則現金(口座振込)を支給しますが、教材や学校給食などの現物に代える場合もあります。

※学用品費等には、通学用品費(小1、中1を除く)、宿泊を伴わない校外活動費も一律に含みます。

※新入学学用品費入学前支給については、11月頃お知らせします。

問合せ先：倉敷市教育委員会 学事課 (TEL 086-426-3825) 8:30～17:15(土日祝除く)